

福祉民生常任委員会会議録

平成24年3月5日

北見市議会

午前 9時57分 開 議

○（桜田委員長） おはようございます。

ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（井上次長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○（桜田委員長） 今定例会におきまして、私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査については配付されておりますレジュメに従い行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時58分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、市民環境部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（皆川部長） 皆さん、おはようございます。今定例会におきましてご審議いただきます議案第33号平成23年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の補正予算案につきましてご説明申し上げます。

市民環境部からは、環境課が所管いたします地上デジタル放送の難視聴対策に関しまして国からの補助金を財源とした平成24年度への繰越明許事業として仁頃地区におけるデジタルテレビ中継局整備に関する経費のほか、環境事業費寄附金としてふるさと北見応援寄附金などを補正計上させていただきました。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○（松崎課長） それでは、環境課が所管いたしま

す補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

資料1ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳入でございますが、衛生費国庫補助金では、地上デジタル放送の難視聴対策として現在衛星放送対応となっております仁頃地区において平成24年度への繰越明許事業として実施しますデジタルテレビ中継局整備事業に対する国からの補助金4,704万1,000円を初め、衛生費寄附金ではふるさと北見応援寄附金として北見市高栄東町の守谷英和様から5万円、愛知県岩倉市の佐々木義一様から2万円の都合7万円と北見市石材業協会様からは霊園整備事業資金として10万円の寄附をいただきましたことから、環境事業費寄附金として環境・緑化基金へ積み立てさせていただくほか、衛生債ではデジタルテレビ中継局整備事業に係る事業債として2,670万円を補正計上させていただきました。

続きまして、資料2ページをごらん願います。歳出でございますが、環境保全費のデジタルテレビ中継局整備事業費では、仁頃地区において新たに中継局を整備する事業費として平成24年度への繰越明許費として所要額7,676万1,000円を補正計上させていただきました。

次に、資料3ページをごらん願います。仁頃地区の中継局整備概要図を掲載しております。今回国の補助予算配分の関係上、平成24年度への繰越明許事業として補正させていただくのは仁頃中継局①の整備に係る事業費であり、残りの②、③につきましては平成24年度予算での対応を予定しているところでございます。

次に、資料4ページをごらんいただきたいと思えます。2月現在の難視聴地域の対策状況を図面と表でお示ししております。右側の表の地区は、既に対策がとられている地区であり、左側の表の地区は新たな難視聴地区として国のホワイトリストに登録され、現在国の暫定的措置として衛星放送によりデジタル放送を視聴している地区となっております。

今後これらの地区では恒久的な対策を要することになります。国の方針に基づき平成24年度に仁頃地区で中継局を、また開成地区では共聴施設の整備を予定しているほか、ほかの地区では平成26年度末を目途に北海道総合通信局やテレビ受信者支援センター、放送事業者などとの協議を進め、対策条件の整った地区から順次個別高性能アンテナによる対策を進めていく予定となっております。既に高性能アンテナによる受信点が確保されている世帯もありますが、引き続き調査を要する世帯もあり、市といたしましては早期の対応について国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 今回の仁頃地区の中継局のことですけれども、中継局ということですから、地元負担というか、それぞれの負担というのではないのでしょうか。それをお聞きしたいのです。

それから、今後対応が必要な難視聴地域、ホワイトリストが出ていますが、こういう中で現在衛星放送対応をしていると言いますが、そうはいつでも実際にテレビを見られないという地域、そういう世帯があるのかどうか。

それから、去年デジタル放送が開始されてから、私の周りにも結構いるのですけれども、もう半年テレビのない生活をしていますという人がいるのです。というのは、いわゆるチューナーを購入しようにも売っていないと。それから、電器屋さんに行ってチューナーないですかと聞くと、チューナーはないですと。ただ録画機能などがついていてデッキを使えば見られますということですが、結構値が張るのです。そういうことでデジタル化になってからテレビが見られない人も今かなりいると思うのですが、その辺の対策はどう考えているのかということについてお聞きをしたいと思っております。

○（松崎課長） 熊谷委員からご質問いただきました中継局を整備することによって地元負担があるのかないのかというご質問でございますけれども、中継局を整備いたしますとそれぞれ衛星放送対応のテレビを用意していただければ地元負担なしで地上デジタル放送を見ていただくことが可能となります。

それから、衛星放送対応になっているということなのだけでも、実際に見られていない世帯はないのかというご質問でございますが、デジタル化になった時点でそれぞれの世帯について調査を実施しております。地上デジタル放送が受信できない状況の世帯についてはそれぞれ衛星放送で対応していただくという対応をとっております。また、個人で既に衛星放送なりを設置されているという世帯もございますので、基本的には衛星放送を介してデジタル放送はごらんいただいていると押さえております。

それから、デジタル対応化後にいわゆるチューナーが手に入らないという世帯があったのではないのかという、またそういう状況にあるのではないのかというご質問でございますけれども、デジタルサポートセンターにおきまして希望者には順次申し込みを受けまして対応させていただいております。そして、確かに電器店におきまして一時的に入手しにくいという時期もあったふうにも聞いておりますけれども、希望される方には個別相談を受けまして、一時貸し出しといった対応をとりながらも国としては基本的に対応させていただいていると私どもは受けとめております。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（藤澤部長） おはようございます。それでは、私から本委員会に付託されております保健福祉部所管の補正予算、条例等の改正につきまして、その主なものをご説明させていただきます。

初めに、補正予算につきましては、介護福祉課所管では、共生型施設整備に係る補助金及び介護療養型医療施設転換整備事業費補助金を繰越明許費としたところでございます。

また、介護保険特別会計につきましては、介護報酬改定などによる電算システム改修費、要介護認定者の増加などに伴います保険給付費を補正計上いたしました。

次に、保護課では、過年度国庫補助金の精算に伴う国への返還金を、国保医療課所管では平成23年度後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計の決算に向けての整理補正について補正計上させていただきました。

次に、条例等の改正につきましては、社会福祉課所管では、昨年7月に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されましたことに伴いまして、北見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正と北見市役所の位置の変更に伴います北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更を行うものでございます。

また、国保医療課所管では、児童福祉法の一部改正により医療費の助成に関する条例を、また保育課所管では、入園児童の減少により留辺蘂自治区にございます市立さかえ保育園の定員を改正するものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○（梅田課長） おはようございます。それでは、

私から社会福祉課所管にかかわる議案2件につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、委員会資料15ページをお開きください。北見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは昨年7月に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、関係規定を改めようとするものであります。改正の内容は、新旧対照表の右側中段に記載のとおり、災害弔慰金の支給対象となる遺族に同居または同一生計の兄弟姉妹を含めるものであり、また昨年3月11日の東日本大震災以降の災害に遡及適応されることとなったため、それら遺族、被災者の救済の範囲も拡大されることになったものであります。なお、北見市において当該災害弔慰金の対象になる方はいらっしゃいません。

次に、委員会資料18ページをごらんください。上段の5番、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてであります。これは北見市役所の位置の変更に伴う所要の改正であります。なお、下段の6番、介護認定審査会に係る規約の変更につきましても同様の理由による改正でありますので、介護福祉課所管ではありますが、あわせてご説明をさせていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○（大栄課長） それでは、私から介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。初めに、資料下段の一般会計、歳出、民生費、社会福祉費であります。共生型施設整備事業費につきまして、高齢者・障がい者の自立促進と雇用の場を確保する施設整備に国庫補助金を財源に繰越明許費3,000万円を補正計上させていただきました。

次に、介護療養型医療施設転換整備事業費補助金

ですが、社会福祉法人治恵会設立準備委員会から昨年の震災の影響により建設資材の調達に期間を要していることにより延期の申し出があり、北海道厚生局と協議の上、繰越明許費の補正計上をさせていただきました。

次に、その下の介護保険費につきましては、後ほど介護保険特別会計の予算補正で説明させていただきますが、保険給付費などの補正に伴いまして介護保険特別会計への繰出金4,905万4,000円を補正計上させていただきます。

次に、介護保険特別会計の補正予算であります。歳入予算につきましては歳出に伴うものですので、先に歳出予算から説明させていただきます。資料5ページをお開きください。総務費であります。平成24年度介護報酬改定、保険料単価への設定変更などによる介護保険事務電算システム改修費に1,340万円を補正計上させていただきます。

保険給付費であります。当初の見込みより要介護認定者の増加、要介護認定者の重度化などにより居宅介護サービス費、施設介護サービス費など合わせて3億250万円を増額補正させていただきます。

次に、資料2ページに戻っていただきまして、特別会計の歳入では、保険給付費の歳出補正に伴い、国及び道の負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金につきましてそれぞれ補正計上いたしましたほか、資料4ページ下段の財政安定化基金貸付金ですが、第4期介護保険事業計画で積算された3年間の給付費が計画以上に伸びたことにより、介護給付費準備基金を繰り入れても第1号介護保険料に不足が生じたことにより、北海道の財政安定化基金から5,713万4,000円を借り入れるものであります。なお、償還については、第5期介護保険事業計画の平成24年度から平成26年度の3年間で償還することとなります。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（黒河課長） それでは、保護課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料をもとに補足説明をさせていただきます。

委員会資料6ページをごらんいただきたいと存じます。歳出の1目、生活保護総務費ですが、平成22年度の国庫負担金・補助金の精算に伴います国への返還金66万3,000円を補正計上させていただきます。この内訳といたしましては、計上概要に記載のとおりですが、生活保護の実施に伴う国庫負担金・補助金については毎年度実施期間の予算額を基本とした交付申請に基づき決定され、翌年度の6月に国に提出する実績報告により負担金・補助金の精算が行われる仕組みとなっているものでございます。それぞれ受け入れ済み額と所要額の差が精算額となり、多い場合は返還、少ない場合は追加請求となるものです。

以上で保護課所管の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（木村課長） 国保医療課所管の補正予算及び条例改正案につきまして、委員会資料によりご説明させていただきます。

資料7ページをごらんください。初めに、一般会計でございますが、資料下段の歳出、後期高齢者医療費では、低所得者軽減分の確定に伴い道からの基盤安定拠出金及び市負担金などを含め一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金を1,400万9,000円増額し、上段の歳入につきましては、道からの保険基盤安定拠出金を増額するものであります。

関連がありますので、資料14ページをごらんいただきたいと思えます。後期高齢者医療特別会計、下段の歳出であります。所得の少ない方などの保険料軽減相当額で北海道広域連合に納付いたします平成23年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い1,400万9,000円を増額するもので、上段、歳入では、一般会計から同額を繰り入れるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計をご説明させていた

だきます。初めに、資料11ページ、歳出、総務費、一般管理費であります。70歳から74歳の自己負担割合が現在1割に凍結されており、平成24年度においても継続されますことから、高齢受給者証の再交付に係る経費及び外国人に係る住民基本台帳法改正に伴うシステム改修経費、合わせて170万円を計上いたしました。

次に、保険給付費では被保険者数が減少する中であって一般被保険者の入院に係る1人当たり保険給付額に減少が見込まれることから一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費をそれぞれ減額し、また退職被保険者等療養給付費と退職被保険者等高額療養費では1人当たり療養給付費が当初見込みを上回ることから、それぞれ増額計上いたし、次の出産育児一時金においても当初見込みを上回ることから増額し、保険給付費合計では2億6,380万円の減額となるものでございます。

次に、12ページの後期高齢者支援金282万4,000円及び前期高齢者納付金の10万9,000円の増額は、平成23年度の概算払い額の確定に伴うものであり、次の介護納付金では、概算払い額の確定に伴い127万9,000円を減額いたしました。

次に、共同事業拠出金では、拠出対象医療費の減少に伴い高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて6,500万円を減額し、次に13ページ、保健事業費では特定健康診査の受診者数の減少に伴い800万円を減額、次の諸支出金、償還金では平成22年度療養給付費等負担金などの確定に係る過年度精算金として1億6,974万6,000円を増額するものであります。

資料8ページにお戻りください。歳入の国民健康保険収入、一般被保険者国民健康保険料では現年分保険料で調定見込額が減少することから9,407万円を減額し、次の国庫支出金、国庫負担金では医療費の減少による保険給付費などの減に伴い、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金をそれぞれ減額し、また特定健康診査等負担金では受診者数

減に伴う減額、9ページ、国庫補助金では普通調整交付金の調整対象額の減少に伴う減額、また高齢者医療制度円滑運営事業費補助金では高齢受給者証の再交付に係る補助金を計上いたし、国庫支出金合わせて1億6,086万9,000円の減額となったところでございます。

次に、前期高齢者交付金では平成23年度概算交付額の確定に伴い538万5,000円を減額、道支出金では高額医療費共同事業拠出金の減少及び特定健康診査の受診者数の減により、合わせて1,175万円を減額計上いたしました。

資料10ページ、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金では交付基準額を超える対象医療費の減に伴うもので、合わせて1億4,000万円の減額。

次に、繰入金、一般会計繰入金では、低所得者の保険料軽減分に係る保険基盤安定繰入金軽減分及び保険者の支援を目的とする保険基盤安定繰入金支援分について、平成23年度の実績確定に伴いそれぞれ増額補正するものであり、その他の一般会計繰入金では国保財政安定化支援事業などの減に伴う減額で、一般会計繰入金合計では1,300万7,000円を増額するものであります。

次に、基金繰入金ですが、歳出では総額1億6,370万円を減額補正するものであります。歳入においては保険料収入から一般会計繰入金までと諸収入を合わせ、総額3億9,906万7,000円が減額となりますことから、会計収支において2億3,536万7,000円の不足が生じる見込みとなり、この不足分につきまして基金条例に基づき基金から繰り入れを行い収支の均衡を図るものでございます。

以上、国民健康保険特別会計において歳入歳出それぞれ1億6,370万円を減額補正し、補正後の予算総額を150億6,140万1,000円といたしたところでございます。

次に、資料17ページをお開きください。北見市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に

関する条例の一部を改正する条例についてであります。国における障害保健福祉施策の見直しに伴う関係法令の整備法により児童福祉法の一部が改正され、同法の規定を引用している本条例の条項について文言整理を行うもので、改正内容といたしまして、本条例において児童福祉法第27条第1項第3号に規定する入所及び通所施設利用者のうち、医療費の自己負担が生じない入所者は医療費助成対象から除いているところですが、同条項が入所施設のみの規定に改められたことから、通所に係る文言を削除するものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○(三樹課長) それでは、私からお手元に配付させていただいております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

委員会資料は16ページでございます。北見市立保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。留辺蘂自治区のさかえ保育園は、定員が80名に対しまして3月1日現在33名と半数を下回っている状況であります。また、今後の留辺蘂地域の未就学児童数の推移は、現状と同じか、わずかな減少と想定されますことから、さかえ保育園の定員を現在の80名から利用実態に合わせた50名に見直しするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○(桜田委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(熊谷委員) 何点かお伺いしますけれども、まず介護保険の関係で、介護サービスの増ということで補正計上されていますが、介護認定者がふえているということもあるのでしょうかけれども、ただその中で現況として例えば介護認定者の中で具体的に介護サービスを使っている人というのはどれぐらいの割合なのかということをお知らせください。

それから、国保医療の関係で、保険給付費について、先ほどの補足説明では入院が減っているという説明でしたけれども、もちろん入院の数が減ったから給付費全体が少なくなっているのだらうと思いますが、入院が減ったというだけではなくて、その要因というか、そういうのをどのように捉えているのかということについてわかれば教えていただきたいと思ひます。一方で、退職関係の給付はふえているわけですから、どんな要因があるのかという思ひがあるもので。

それから、特定健診について、受診者の数が少なく減額補正ということですが、具体的に数字でわかれば教えていただきたいのです。

○(駒井係長) 熊谷委員からの介護認定者の利用数の関係なのですが、平成22年度末で5,601人認定者がいらっしやいまして、その中でサービス計画がないですとか利用していないという方は400名ほどで、それ以外の方は何らかの形で利用されております。

以上です。

○(木村課長) 熊谷委員からご質問ありました第1点目、平成23年度の保険給付費の減少の要因はということですが、平成23年度上半期の保険給付費を入院と通院という部分で見ますと、通院、外来部分についてはほぼ横ばい傾向となっているのですが、入院において減少しているという傾向が見られておりました。このことについて下半期においていけば、同様のというのはあり得るのでしょうかけれども、インフルエンザ等もありますので、その部分を見込んでもなおかつ減額ができるということで今回補正をさせていただきました。その要因はということですが、確たる要因がつかめているわけではございませんが、私どもは大変長引く景況感の低迷ということ、それから東日本大震災があったことによる節約感といいますか、そういうものなどが働いているのではないかとはい思ひます。ただ、いずれにしても下半期の部分を見た上で分析をして

まいりたいと考えてございます。

あと、特定健診の受診率ということでございますが、特定健診については当初予算において30%の受診率を見込んで計上させていただきましたが、今年度受診率の見込みでいきますと、今現在約20%前後のものになっていくと考えてございます。ただ、このことにつきまして昨年12月に受診率の向上対策として個別勧奨などにも取り組んでございますので、若干の上積みなどは期待しているという状況でございます。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（五十嵐室長） おはようございます。それでは、地域医療対策室が所管いたします補正予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。市内の住民の方から北見赤十字病院改築事業の資金に充ててほしいとの寄附の申し出がございましたので、ふるさと振興費寄附金として積み立てさせていただくものです。

次に、歳出の救急医療等支援事業についてでございますが、地方センター病院である北見赤十字病院は政策的医療である周産期医療、救命救急医療、小児医療を担っていただいております。これら政策的医療は、採算のとれないことが多く、北見赤十字病院においても収支不足となっております。こうしたことから、国では一昨年度から公的病院への助成に

対し特別交付税で措置することとなったものです。

市といたしましては、これら3部門が主に急性期の症状を扱う3次医療であり、圏域はもとより本市においても住民の命を守る重要な機能であることから、引き続き支援することとし、補正計上いたしましたところ。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当主幹からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（林主幹） それでは、第1回定例会に提案しております地域医療対策室が所管いたします補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書では、歳入が9ページ、歳出が17ページでございます。提出しております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。委員会資料1ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、17款寄附金の総務費寄附金ではふるさと振興費寄附金といたしまして、ただいま室長から説明がありましたが、本年1月に住民の方から北見赤十字病院改築事業に充ててほしいとのことで3万円の寄附を受けております。

次に、歳出でございます。平成23年度救急医療等支援事業費の助成額につきましてご説明させていただきます。委員会資料2ページをごらんいただきたいと存じます。まず、北見赤十字病院の不採算部門であります周産期医療、救命救急医療、小児救急医療が地方センター病院として民間病院では担うことが難しく、またこれら3部門は急性期医療を扱う3次医療であり、市民が安心して暮らしていくためにはなくてはならない重要な医療機関でありますことから支援を行うものです。また、積算に当たっては特別交付税で措置されることから、この各部門の交付税限度額と北見赤十字病院の各部門における前3年間の収支不足の平均額とを比較し、それぞれの少ないほうの額に同病院の入院、通院患者数の割合が本市においては75%でありますことから、この75%を乗じた額、周産期医療では5,595万5,000円の75%、

4,196万6,000円、救命救急医療では1億1,749万3,000円の75%、8,812万円、小児救急医療では4,059万7,000円の75%、3,044万8,000円、合わせて1億6,053万4,000円を限度とし、昨年の助成額1億5,000万円等を参考にいたしまして同病院と協議を行った結果、平成23年度助成額を1億5,000万円とすることで協議が調いましたので、本年度の救急医療等支援事業費として補正計上したものです。

以上でございます。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、地域医療対策室を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、留辺薬総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（三田総合支所長） 議案第10号北見市留辺薬町大和ノーマルセンター条例等の一部改正につきましては、去る1月12日開催の本常任委員会におきまして改正に至る経緯並びに改正の概要について説明させていただきました。

詳細につきましては、温根湯温泉支所長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○（川越支所長） それでは、提出させていただきました委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料は、左側に現行条例、右側に改正しようとする条例案を示した新旧対照表でございます。今回の改正案は、新たに研修室を使用場所として加えるものでございます。

条例本則の改正に係る部分は、下段の別表、7条

関係でございます。使用場所として研修室を、1時間当たりの基本使用料を500円とする内容でございます。

また、附則の改正、いわゆる経過措置の関係でございますが、委員会資料中段の表にございますとおり、平成24年度中の1時間当たりの基本使用料を250円、平成25年度中の1時間当たりの基本使用料を370円とする内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、留辺薬総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で留辺薬総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託案件10件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、3月8日の午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、保健福祉部からの報告を受けてまいりたいと思いますが、各委員にご連絡しておりました案件に加え、南保育園の建てかえ用地についてが追加となっておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（藤澤部長） それでは、私から保健福祉部所管の報告事項につきまして、その概要について補足説明をさせていただきます。

初めに、社会福祉課所管におきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第3期北見市障がい福祉計画案の内容についてご報告させていただきます。

次に、保育課所管につきましては、本日追加報告させていただくことになりました南保育園の民間移管に伴います園舎建設予定地が決定いたしましたことから、その建設場所につきましてご報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長、担当係長からご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○（梅田課長） それでは、第3期北見市障がい福祉計画案につきまして、まず私から計画の基本的事項を説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。計画の策定にあたってについては、障害者自立支援法が平成18年に施行され、この計画も第3期目の計画となりますが、この間国連で採択された障害者の権利に関

する条約に日本は平成19年9月に署名し、批准に向けた国内法の整備が必要なことから、国は障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がない利用者の応能負担を基本とする仮称障害者総合福祉法を平成25年8月までに制定することとしております。このことから、本計画の期間中において他の法律により計画内容を見直す可能性が生じるものと見込まれますが、必要に応じ見直してまいりたいと考えております。

次に、下段の計画の位置づけと根拠についてですが、この計画は障害者自立支援法第88条第1項に規定される市町村障害福祉計画として策定するものであります。また、障害者基本法第11条第3項に基づく北見市障がい者計画の生活支援の実施計画として位置づけられております。

次に、3ページをお開きください。計画策定の体制については、前回の第2期計画と同様に地域自立支援協議会の位置づけである北見市障がい者支援ネットワークの中に障がい福祉計画策定専門部会を立ち上げ、計画の素案について検討いただきました。また、庁内組織である北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会を中心に行政内部での検討を行いました。なお、平成23年9月30日から10月28日までの期間、市内8カ所において関係者、団体ヒアリングを実施し、合計67名の方の参加をいただき、多くのご意見、ご要望をいただいております。さらに、本年2月1日から10日にかけて北見市のホームページで第3期計画素案に対する意見募集を行い、3名の方から16件の意見をいただいております。

次に、資料4ページをお開きください。計画推進の基本方針になりますが、この部分につきましては第2期計画の方針を引き継ぐ内容としております。

私からは以上でございますが、計画の内容について担当係長から説明いたさせます。

○（高木係長） それでは、私から引き続き第3期北見市障がい福祉計画につきまして、委員会資料に基づいて説明させていただきます。委員会資料7ページをごらんください。7ページ以降の障がい福祉

サービス及び地域生活支援事業の現状と見込み量及び確保策ですが、自立支援給付として利用者に提供されます障がい福祉サービスと市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援サービスについて、国や北海道の作成指針に基づきサービスごとに実績値、計画値を記載し、市民のご意見やその確保策などについて項目別に記載いたしました。一つ一つのサービスについては説明を省略させていただきますが、第2期計画期間中に実施した主な事業について紹介させていただきます。

16ページをお開きください。平成21年度には、災害弱者である高齢者・障がい者を対象に火災警報器の購入、設置を行いました。特に、聴覚障がい者の方には光や振動で知らせる無線タイプの火災警報器の購入、設置を行いました。平成22年度には、音声ガイドつき炊飯器、音声式電子血圧計等を日常生活用具の対象品目に加え、聴覚障がい者へ地上デジタル対応の受信装置、アイドラゴンの給付を行いました。平成23年度には、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を日中活動の場に預かり、医師の指示のもと医療的ケアの実施により当該障がい者の社会参加の場の確保と介護家族の負担軽減を目的とした医療的ケア支援事業を実施することとなりました。また、重度障がい者が入院した場合には、本人をよく知るホームヘルパー等をコミュニケーション支援員として病院に派遣し意思疎通の仲介を図ることで安心した医療環境を確保する目的で、重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業を実施することとなりました。

一方、仮称障害者総合福祉法ができるまでに急ぐべき改正事項を盛り込みました、いわゆる整備法の中で本年4月より相談支援の充実強化が挙げられており、任意設置とはなっておりますが、地域の相談支援の拠点として3障がいに対応した総合相談、成年後見制度利用支援事業の実施や地域の実情に即した地域移行や困難事例への対応などの業務を担う基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務を

推進することとしております。

次に、30ページをごらんください。ここでは重点的な取り組み、課題について記載しておりますが、昨年実施した関係者、団体ヒアリングで出された多くのご意見を基礎資料として検討させていただき、以下の7項目を取り組み課題として盛り込むことといたしました。

(1)、相談支援体制の充実強化については、地域自立支援協議会の位置づけであります北見市障がい者支援ネットワークの体制を強化し、ネットワークの相談支援体制を核として地域で生活する障がい者のニーズや課題解決に対応していきたいと考えております。

また、基幹相談支援センターについては、地域の相談支援の拠点として3障がいに対応した総合的な相談支援や困難事例への対応、相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成、自立支援協議会の事務局としての運営等を担ってまいります。

また、委託相談支援事業につきましては、身近な相談支援が行えるように、在宅者への訪問相談など多様な形態での相談対応を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(2)、就労の場、日中活動の場の確保につきましては、就労の場をふやしてほしいとの市民のご意見を踏まえ、北見市障がい者支援ネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら、一般就労、福祉的就労にかかわらず、就労の場の確保、就労生活の支援、授産事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

(3)、重症心身障がい児者の短期入所施設の開設については、現在市内には医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者の短期入所施設がなく、本人、家族からの強い要望を踏まえ、開設に向けて北海道と連携し、関係機関に働きかけていきたいと考えております。

(4)、発達障がい、高次脳機能障がい者への支援についてであります。障害者自立支援法の障が

いの範囲に発達障がいが含まれることが明記されており、また高次脳機能障がいについても同様であるとの告示が示されておりまして、この旨の周知を図るとともに、両障がいの生活相談に応じ、障がい福祉サービスの利用やその他の支援につなげていきたいと考えております。

(5)、制度の周知についてでございますが、平成24年4月から障がい福祉サービスの支給決定に係るプロセスが大幅に見直されることとなり、障がい福祉サービスの利用に当たっては申請の際サービス利用計画案を作成、提出し、この計画案が支給決定の参考資料となります。相談支援事業者の在宅者への訪問相談など、多様な形態での相談の場等で周知してまいります。また、その他の制度改正についても同様に周知に努めてまいります。

(6)、障がい特性に応じた福祉避難所の確保ですが、災害時に自力や家族の力だけで避難できない高齢者や障がい者等の災害時要援護者が地域において避難生活を受けられる体制が必要で、平成23年度末現在9カ所の老人福祉施設と協定を結び、福祉避難所の指定をしております。今後は、障がいのある方がその障がい特性に応じて避難生活を送れるよう、障がい者支援施設等を活用した福祉避難所の確保に努めてまいります。

32ページをお開きください。(7)、今後の解決すべき課題としては、ヒアリングの際にも切実な話題となっておりますが、家族の高齢化に伴い、両親亡き後一人残された障がい者の生活の場、住まいの場の確保策などを課題として、障がい福祉サービス事業者、介護保険事業者、北見市障がい者支援ネットワーク等の多職種の連携等、広範な連携のもとで検討し解決していかなければならないと考えております。

次に、計画の進行管理についてでございますが、第2期計画の進行管理と同様に、本計画の着実な推進のため、毎年度庁内組織の北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会や北見市障がい者支援ネット

ワークへ報告し、評価をいただいた上でその結果を事業実施に反映させていくことといたします。

私からは以上でございます。

○(三樹課長) それでは、私からお手元に配付させていただいております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

先月9日の福祉民生常任委員会におきまして、北見市立南保育園の民間移管についてといたしまして社会福祉法人の募集要領についてご報告させていただきましたが、本日は用地についてご報告させていただきます。南保育園の建てかえ用地につきましては、現状の南保育園を運営しながら建てかえをしなければなりませんので、現在地では間口が狭く細長い形状であり、建てかえ用地としては適しませんことから、当初現在地を中心に5カ所の候補地を選定し検討してまいりました。また、この地域は通称文教ゾーンと称され、南仲町児童センター、南小学校、南保育園、南中学校と南北に並んでおり、地域の子供たちを見守りやすい環境となっておりますことから、おととしより保護者の皆様と民間移管につきまして協議を重ねてまいりました中でも現在地周辺を建てかえ用地として望まれていたところでございます。保護者要望も踏まえ、候補地からの選定作業をいたしました。いずれも保育園用地として建てかえるには条件が合わず、用地選考に苦慮しておりました。その後、本年2月17日に南地区子ども会育成連絡協議会ほか3団体から南小学校敷地内に保育園用地を確保していただきたいとの要望を市長、教育長あてにそれぞれいただいたところから、建てかえ用地について学校用地を管理いたします北見市教育委員会に協議させていただいております。その結果、北見市教育委員会のご理解をいただき、本年3月3日の定例教育委員会にて南小学校用地の教育財産の一部を用途廃止することをご承認いただきましたので、ご報告させていただきます。

資料1ページをごらんください。位置といたしましては、現在南地区トレーニングセンターの駐車場

西側と南大通りに隣接した遊具を設置している遊び場スペースで、南仲町3丁目16番4のうち、面積は1,802平方メートルでございます。

なお、今後受託法人を3月中旬までに決定いたしまして、平成24年4月1日より受託法人から派遣保育士による南保育園の引き継ぎ保育を実施いたしまして、同年度中に新園舎を建設し、平成25年4月より受託法人による運営開始を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（合田委員） 障がい福祉計画について、確認だけなのですが、30ページに就労の場を少しでもふやしていきたいという話がありましたが、この34ページの表の中で8番、その他の事業の（4）、日中一時支援事業の中で実施箇所数が5つとあるのですけれども、その5つの事業所はどのようなところなのか教えていただけますか。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（高木係長） 日中一時支援事業所は、川東の里の高栄事業所とファミリーハウス蓮、陽だまり、るべしべ光星苑、北見市端野デイサービスセンター、以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時01分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時02分 閉議
